

厚沢部町強靱化計画

2021年3月

北海道厚沢部町

【目 次】

第1章 はじめに

1 国土強靱化の背景	1
2 当町を取り巻く環境	1
3 本改訂の目的	2
4 強靱化の基本的な考え方	2
5 取組を推進するための方針	2

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	3
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	3
3 評価の実施手順	4
4 評価結果	4

第3章 厚沢部町強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方	5
2 施策推進の指標となる目標値の設定	5
3 推進事業の設定	5
【厚沢部町強靱化のための施策プログラム一覧】	6

第4章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等	33
2 計画の推進方法	33

【別表1】厚沢部町強靱化に関する脆弱性評価	34
-----------------------	----

【別表2】厚沢部町強靱化のための推進事業一覧	45
------------------------	----

第1章 はじめに

1 国土強靱化の背景

わが国では、2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。

また、北海道においては、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」が2015年3月に策定される等、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。

このようなことから、当町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、当町の持続的な成長を実現するために必要であるとともに、国・北海道全体の強靱化を進める上からも不可欠な課題であることから、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければなりません。

よって、当町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「厚沢部町強靱化計画」を策定します。

2 当町を取り巻く状況

当町は、「厚沢部町強靱化計画」に基づき施策の推進を図っていますが、近年自然災害は頻発・激甚化しています。北海道では2018年9月に、かつて経験したことのない最大震度7を観測する胆振東部地震が記憶に新しいところであります。また、全国でも毎年、2018年7月の西日本豪雨や、2019年9月の台風15号等過去に経験したことのない規模の自然災害が発生しています。

こうした状況を踏まえ、当町の強靱化は喫緊の課題であるとともに、当町強靱化の取り組みを通じて国土強靱化に貢献する意義は益々高まってきています。

3 本改訂の目的

当町は、2018年10月に「厚沢部町強靱化計画」を策定しましたが、これまでの取り組みの点検結果や近年の自然災害から得られた知見、国の基本計画の見直し内容を踏まえ、関係機関との連携をより深めながら官民一体となって強靱化に取り組むことが重要です。

また、大規模自然災害に備えた当町のバックアップ機能が十分に発揮されるよう、本計画を改訂し、当町における強靱化施策の一層の充実と強化を図ることを本改訂の目的とします。

4 強靱化の基本的な考え方

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられています。このため、当町の第6次厚沢部町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進します。

＜当町強靱化の目標＞

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

5 取組を推進するための方針

厚沢部町強靱化計画は、町民や関係機関等との協働により進めるとともに、庁内各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた取組を推進します。

また、成果指標による進捗管理を通じて、必要に応じた事業の見直しを行う等効果的に推進します。

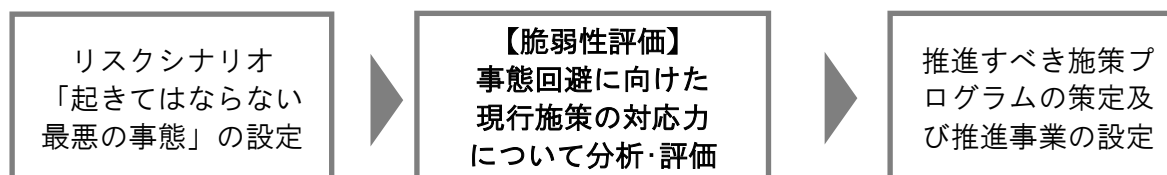
第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

当町としても、本計画に掲げる厚沢部町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、当町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・また、国土強靱化への貢献という観点から、町内での大規模自然災害に加え町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた当町の対応力についても併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

リスクシナリオは、国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」と整合性を図るとともに、北海道並びに檜山管内各町と一体的な取組ができるものとしします。

また、当町の地域特性等を踏まえ、施策の重複等を勘案し、区分の整理・統合・絞り込み等を行うこととしします。

以上のことから、当町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオは、北海道と同じ7つのカテゴリーと21の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【リスクシナリオ21の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生（町内）
	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生（町内）
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生（町内）
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水（町内）
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生（町内）
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大（町内）
	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大（町内）
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止（町内／町外）
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞（町内／町外）
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺（町内／町外）
3 行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下（町内／町外）
4 ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止（町内／町外）
	4-2 食料の安定供給の停滞（町内／町外）
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止（町内）
	4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止（町内／町外）
5 経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞（町内／町外）
	5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下（町内／町外）
6 2次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による2次災害の発生（町内）
	6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃（町内）
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ（町内／町外）
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊（町内／町外）

3 評価の実施手順

前項で定めた21の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は34頁以降の「【別表1】厚沢部町強靱化に関する脆弱性評価」に示します。

第3章 厚沢部町強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第2章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、当町における強靱化施策の取組方針を示す「厚沢部町強靱化のための施策プログラム」を設定します。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、当町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行います。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、21の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめます。

なお、施策の推進にあたっては、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮する必要があることから、当町の総合計画に掲げる基本目標の実現を図るとともに、当町の強靱化を国・北海道の強靱化へとつなげるため、総合計画の方向に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、実施することとします。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進にあたり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、総合計画等による数値目標を設定します。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあること等から、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づけます。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて目標値の見直しや新たな設定を行います。

3 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、厚沢部町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については、別表に整理します。また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行います。

【厚沢部町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・脆弱性評価において設定した 21 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を総合計画の施策体系との関連として掲載
- ・当該施策の推進に関連する分野（第 6 次厚沢部町総合計画における分野）を各施策の末尾に【 】書きで記載
- ・プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、特に関わりのある「最悪の事態」ごとに掲載

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

○災害に強いまちづくりを目指し、避難所等防災拠点となる建築物や水道、通信施設等のライフラインの耐震化・長寿命化を図るとともに、地域防災計画の見直しを行い、防災施設の整備や災害危険箇所等を把握し防災・減災対策事業の促進に努めます。 【防災体制の充実】

（住宅・建築物等の老朽化対策）

○「公営住宅ストック総合計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づいて既存町営住宅の空き家整備、維持修繕を計画的に進め、良質な住宅ストックの形成及び長寿命化を図るとともに、新築については、町民等のニーズを踏まえながら適宜検討を進めます。 【快適な住環境の整備】

○災害発生時等に断水戸数が最小限になるよう配水管網の計画的な更新を進めるとともに安定的に良質な水を供給するため施設の適正な維持管理と水源地周辺の環境保全に努めます。 【上・下水道の整備】

○集合型処理区域において農業集落排水への加入促進と施設の維持管理、施設の機能強化を計画的に行い、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めるとともにその他の区域については合併処理浄化槽設置のための補助を継続し、設置促進のための啓発・PRの強化に努めます。 【上・下水道の整備】

○老朽化に対応した学校施設・設備の計画的な改修・改築を図るとともに、教職員の快適な住環境の確保・改善に努めます。また、情報化社会への適応力を育成するため、ICT機器の適切な更新を進め情報教育の一層の充実を図ります。 【学校教育の充実】

○既存施設の有効活用を図るため修繕や改修を進めるとともに施設の不足については学校体育館の活用等により補完し、厚沢部町内のどこでも町民がスポーツに親しめるよう努めます。 【スポーツ振興】

(避難場所等の指定・整備)

○町域の約8割を占める森林の持つ多目的機能を維持・向上させ、地域の安全性を優先的に図るため総合的な治山・治水事業を推進するとともに道路や公園等の社会資本の整備充実を行い、自然環境に配慮しつつ快適かつ健康的な生活を支える土地利用を図ります。 【適正な土地利用の推進】

○災害に強いまちづくりを目指し、避難所等防災拠点となる建築物や水道、通信施設等のライフラインの耐震化を図るとともに、災害対策用非常食並びに各種応急資機材等の備蓄に努めます。 【防災体制の充実】

(緊急輸送道路等の整備)

○主要幹線道路である国道227号の線形改良、特に、中山トンネルの早期完成の実現化を国に強く要請します。道道では、八雲厚沢部線及び共和鶉線の未改良部分の早期整備を道に要請します。 【道路・交通網の充実】

○町道の主要部分の整備は行き届いており、今後はきめ細かな住民ニーズの把握と維持補修に努めるとともに、道路メンテナンスに伴う橋梁等道路施設の補修工事等を促進します。 【道路・交通網の充実】

○冬期間における通行の安全を確保するため除雪体制の充実を図るとともに、交通安全施設及び道路照明等の維持管理や整備充実を図り、安全で快適な道路の確保に努めます。 【道路・交通網の充実】

○危険箇所の点検調査を行い道路標識やガードレール、カーブミラー、街灯等の交通安全施設の整備を計画的に進めるとともに、危険箇所への歩道設置等安全で快適な道路環境づくりを推進します。 【交通安全対策の充実】

(啓発活動等の取組推進)

○多様化する行政ニーズを的確にとらえ行政事務のさらなる効率化を進めるため行政の情報化をより一層推進するとともに、生活や福祉、生涯学習等暮らしに密接な分野における情報システムの構築を図ります。なお、情報化の推進にあたっては町民間で情報格差が生じないよう情報基盤の整備・充実にも努めます。また、児童生徒へは災害を想定した避難訓練を実施するとともに、保護者も含め町や各学校のホームページを活用した安全情報の確保とコミュニティースクールでの地域による安全対策を進めます。 【情報通信体制の充実】

○当町における総合的な災害対策の指針となる「厚沢部町地域防災計画」の定期的な見直しと内容の充実を図り本計画に基づきながら総合的な防災対策を推進します。また、職員一人ひとりの防災意識を高め、災害時等における危機管理力の強化を図るとともに、関係機関等との広域的な相互応援体制の更なる強化を図ります。 【防災体制の充実】

○防災マップの作成や配布、町民参加の防災訓練の実施、避難場所や避難路等の周知を図るとともに、町民の防災意識の高揚に努めます。また、町内在住外国人への啓発と迅速な避難誘導のため英語を基本とした複数言語での避難場所等の周知方法を検討します。 【防災体制の充実】

○消防車両更新年次計画に基づき消防車両の更新を計画的に進めるとともに、消防水利を確保するための防火水槽及び消火栓の年次的な整備や消防水利の確保を図ります。 【消防・救急体制の充実】

○幼年や婦人防火クラブの育成強化を図り火災予防の普及及び防火意識の高揚に努めるとともに、町内会ぐるみの防火意識の高場も図ります。

【消防・救急体制の充実】

○高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の住宅防火診断や防火指導の充実を図るとともに、火災の早期発見、初期消火、延焼防止等のため住宅用火災警報器の更新や消火器等の住宅用防災機器の普及に努めます。 【消防・救急体制の充実】

○若年層や勤労者が参加しやすいよう「まちづくり座談会」の開催形態の見直しを図るとともに積極的な情報提供に努めます。また、「広報あつさぶ」等の情報内容の充実や町ホームページの充実を図ります。 【開かれた行政】

○町の行財政運営等に関して広く町民の理解を得るため読みやすくわかりやすい広報紙づくりやリーフレット等の充実に努めるとともにホームページやSNSの活用を推進する等、新たな情報伝達手段の有効活用に努めます。 【住民参画の推進】

《指 標》

- ・避難場所設置状況（地震） 20箇所（R1）→現状を維持（R7）
- ・町営住宅長寿命化計画策定状況 H22策定→R5改訂
- ・水道施設更新化率 50%（R1）→100%（R5）
- ・学校施設等個別施設計画策定状況 R2策定→R7改訂
- ・橋梁点検率 1巡目100%（H29）→2巡目100%（R3）
- ・橋梁長寿命化修繕率 21%（R1）→50%（R7）
- ・危険物施設立入検査実施率 100%（R1）→100%（R7）
- ・防火対象物査察実施率 100%（R1）→100%（R7）
- ・一般家庭防火査察実施率 100%（R1）→100%（R7）
- ・住宅用火災報知器設置率 70.6%（R1）→90%（R7）

《推進事業》

- ・公営住宅整備事業【建設水道】
- ・地域防災力強化事業【総務財政】
- ・石油貯蔵施設立地対策等交付金事業【厚沢部消防】
- ・学校施設環境整備事業（国庫補助該当分）【教育委員会】
- ・学校施設等整備事業（単独事業分）【教育委員会】
- ・社会教育施設等整備事業【教育委員会】
- ・厚沢部町管内橋梁長寿命化修繕計画事業【建設水道】

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備)

○当町における総合的な災害対策の指針となる「厚沢部町地域防災計画」の定期的な見直しと内容の充実を図り本計画に基づきながら総合的な防災対策を推進します。また、職員一人ひとりの防災意識を高め、災害時等における危機管理力の強化を図るとともに、関係機関等との広域的な相互応援体制の更なる強化を図ります。

【防災体制の充実】(再掲)

○防災マップの作成や配布、町民参加の防災訓練の実施、避難場所や避難路等の周知を図るとともに、町民の防災意識の高揚に努めます。また、町内在住外国人への啓発と迅速な避難誘導のため英語を基本とした複数言語での避難場所等の周知方法を検討します。

【防災体制の充実】(再掲)

(砂防設備等の整備)

○町域の約8割を占める森林の持つ多目的機能を維持・向上させ、地域の安全性を優先的に図るため総合的な治山・治水事業を推進するとともに道路や公園等の社会資本の整備充実を行い、自然環境に配慮しつつ快適かつ健康的な生活を支える土地利用を図ります。

【適正な土地利用の推進】(再掲)

○町有林については、除間伐や枝打ち、下刈り等の撫育管理事業を適切に推進するとともに、間伐材に対応するため適時路線の整備を図ります。民有林については、『厚沢部町森林整備計画』及び『森林経営計画』に基づいた森林整備に対する積極的な支援により地域林業の振興を図り、持続可能な森林経営を推進します。また、森林の持つ多面的機能や効果について住民の理解を深めるとともに、違法伐採の防止の啓発・普及を行い、環境保全を図ります。

【林業の振興】

○国・道等関係機関と連携して、自然環境に配慮しつつ、地すべり・がけ崩れ等警戒区域等の治山事業を推進します。

【治山・治水対策の推進】

《指 標》

・ 地域防災計画策定状況	H 2 6 策定→R 3 改訂
・ 厚沢部町防災のしおり配布数	町内全戸 (H 2 6) →町内全戸 (R 3)
・ 町民防災訓練参加者数	6 0 名 (R 1) →延1 0 0 名 (R 7)
・ 避難場所設置状況 (土砂災害)	2 3 箇所 (R 1) →現状を維持 (R 7)
・ 土砂災害計画区域指定数	2 7 件 (R 1) →現状を維持 (R 7)
・ 自主防災組織設置状況	2 0 組織 (R 1) →現状を維持 (R 7)

《推進事業》

- ・ 森林・山村多面的機能発揮対策事業【農林】
- ・ 町有林撫育管理事業【農林】
- ・ 森林整備事業 (国庫補助該当分)【農林】
- ・ 森林整備事業補助金 (単独事業分)【農林】

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備)

○当町における総合的な災害対策の指針となる「厚沢部町地域防災計画」の定期的な見直しと内容の充実を図り本計画に基づきながら総合的な防災対策を推進します。また、職員一人ひとりの防災意識を高め、災害時等における危機管理力の強化を図るとともに、関係機関等との広域的な相互応援体制の更なる強化を図ります。

【防災体制の充実】(再掲)

○防災マップの作成や配布、町民参加の防災訓練の実施、避難場所や避難路等の周知を図るとともに、町民の防災意識の高揚に努めます。また、町内在住外国人への啓発と迅速な避難誘導のため英語を基本とした複数言語での避難場所等の周知方法を検討します。

【防災体制の充実】(再掲)

《指 標》

- ・ 地域防災計画策定状況
- ・ 自主防災組織設置状況

H26策定→R3改訂
20組織(R1)→現状を維持(R7)

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成)

○当町における総合的な災害対策の指針となる「厚沢部町地域防災計画」の定期的な見直しと内容の充実を図り本計画に基づきながら総合的な防災対策を推進します。また、職員一人ひとりの防災意識を高め、災害時等における危機管理力の強化を図るとともに、関係機関等との広域的な相互応援体制の更なる強化を図ります。前述の内容を踏まえ、各学校でも保護者への情報伝達(電話連絡網、ホームページでの周知、一斉メール配信システムの検討等)と連絡体制の充実を検討します。

【防災体制の充実】

○防災マップの作成や配布、町民参加の防災訓練の実施、避難場所や避難路等の周知を図るとともに、町民の防災意識の高揚に努めます。また、町内在住外国人への啓発と迅速な避難誘導のため英語を基本とした複数言語での避難場所等の周知方法を検討します。

【防災体制の充実】(再掲)

○町民に洪水ハザードマップが浸透するよう、洪水ハザードマップの周知や防災訓練での活用、学校教育での活用等、継続的な啓発活動を推進します。

【治山・治水対策の推進】

(河川改修等の治水対策)

○町域の約8割を占める森林の持つ多目的機能を維持・向上させ、地域の安全性を優先的に図るため総合的な治山・治水事業を推進するとともに道路や公園等の社会資本の整備充実を行い、自然環境に配慮しつつ快適かつ健康的な生活を支える土地利用を図ります。

【適正な土地利用の推進】(再掲)

○厚沢部川水系の改修については、「豊かな自然環境との共生を目指して、厚沢部川」（厚沢部川水系河川整備協議会）の指針に基づき引き続き整備を推進し早期完成を目指します。 【治山・治水対策の推進】

《指 標》

・ 地域防災計画策定状況	H 2 6 策定→R 3 改訂
・ 厚沢部町防災のしおり配布数	町内全戸（H 2 6）→町内全戸（R 3）
・ 避難場所設置状況（洪水）	2 7 箇所（R 1）→現状を維持（R 7）
・ 洪水ハザードマップ策定状況	H 2 7 策定→R 2 改訂
・ 洪水ハザードマップ配布数	町内全戸（H 2 7）→町内全戸（R 2）

《推進事業》

- ・ 普通河川修繕維持管理事業【建設水道】

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

○多様化する行政ニーズを的確にとらえ行政事務のさらなる効率化を進めるため行政の情報化をより一層推進するとともに、生活や福祉、生涯学習等暮らしに密接な分野における情報システムの構築を図ります。なお、情報化の推進にあたっては町民間で情報格差が生じないよう情報基盤の整備・充実に努めます。

【情報通信体制の充実】（再掲）

○当町における総合的な災害対策の指針となる「厚沢部町地域防災計画」の定期的な見直しと内容の充実を図り本計画に基づきながら総合的な防災対策を推進します。また、職員一人ひとりの防災意識を高め、災害時等における危機管理力の強化を図るとともに、関係機関等との広域的な相互応援体制の更なる強化を図ります。

【防災体制の充実】（再掲）

○災害に強いまちづくりを目指し、避難所等防災拠点となる建築物や水道、通信施設等のライフラインの耐震化を図ります。また、災害対策用非常食、並びに各種応急資機材等の備蓄に努めます。

【防災体制の充実】（再掲）

○防災マップの作成や配布、町民参加の防災訓練の実施、避難場所や避難路等の周知を図るとともに町民の防災意識の高揚に努めます。

【防災体制の充実】（再掲）

○危険箇所の点検調査を行い道路標識やガードレール、カーブミラー、街灯等の交通安全施設の整備を計画的に進めるとともに、危険箇所への歩道設置等安全で快適な道路環境づくりを推進します。

【交通安全対策の充実】（再掲）

（除雪体制の確保）

○冬期間における通行の安全を確保するため除雪体制の充実を図るとともに、交通安全施設及び道路照明等の維持管理や整備充実に努め、安全で快適な道路の確保に努めます。

【道路・交通網の充実】（再掲）

《指 標》

・ 毛布備蓄状況	160枚 (R1) → 200枚 (R7)
・ 避難場所非常用発電機設置率	18% (R1) → 100% (R7)
・ 避難場所燃料備蓄率	18% (R1) → 100% (R7)
・ 町道除雪路線延長	84km (R1) → 現状を維持 (R7)

《推進事業》

- ・ 地域防災力強化事業【総務財政】
- ・ 町道除排雪事業【建設水道】

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

○多様化する行政ニーズを的確にとらえ行政事務のさらなる効率化を進めるため行政の情報化をより一層推進するとともに、生活や福祉、生涯学習等暮らしに密接な分野における情報システムの構築を図ります。なお、情報化の推進にあたっては町民間で情報格差が生じないよう情報基盤の整備・充実に努めます。

【情報通信体制の充実】(再掲)

○当町における総合的な災害対策の指針となる「厚沢部町地域防災計画」の定期的な見直しと内容の充実を図り本計画に基づきながら総合的な防災対策を推進します。また、職員一人ひとりの防災意識を高め、災害時等における危機管理力の強化を図るとともに、関係機関等との広域的な相互応援体制の更なる強化を図ります。

【防災体制の充実】(再掲)

○防災マップの作成や配布、町民参加の防災訓練の実施、避難場所や避難路等の周知を図るとともに町民の防災意識の高揚に努めます。 【防災体制の充実】(再掲)

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

○災害に強いまちづくりを目指し、避難所等防災拠点となる建築物や水道、通信施設等のライフラインの耐震化を図ります。また、災害対策用非常食、並びに各種応急資機材等の備蓄に努めます。

【防災体制の充実】(再掲)

《指 標》

・ 毛布備蓄状況	160枚 (R1) → 200枚 (R7)
・ 避難場所非常用発電機設置率	18% (R1) → 100% (R7)
・ 避難場所燃料備蓄率	18% (R1) → 100% (R7)

《推進事業》

- ・ 社会教育施設等整備事業【教育委員会】
- ・ 地域防災力強化事業【総務財政】

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、道や町が設置する災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化します。【防災体制の充実】
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な運用に向け、観測態勢の充実を推進します。【防災体制の充実】
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、総合行政ネットワークの停電時対策等通信手段の多重化を促進します。【防災体制の充実】

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 高齢者が安心して生活できるよう、移送サービスや給食サービス、緊急通報システム設置等の生活支援サービスの充実に努めます。【高齢者福祉の充実】
- 保健福祉行政や介護支援専門員、国保病院医師や看護スタッフ、民生委員、保健推進員等、地域の多種多様な人・関係機関の連携の下、地域で暮らす要支援者一人ひとりのニーズに沿って、福祉サービスが包括的かつ継続的に提供される地域ケアシステムの構築を推進します。また、町内会、地域の団体組織等と連携・協働し、地域での声かけや安否確認、虐待防止等のための見守りができる体制づくりとそのネットワーク形成を図ります。【高齢者福祉の充実】
- 老朽化に対応した学校施設・設備の計画的な改修・改築を図るとともに、教職員の快適な住環境の確保・改善に努めます。また、情報化社会への適応力を育成するため、ICT機器の適切な更新を進め情報教育の一層の充実を図ります。【学校教育の充実】(再掲)
- 高齢者が住み慣れた地域で安心してできるだけ長く暮らすことができるようバリアフリー仕様で緊急通報装置等も設置した、サービス付高齢者住宅等の整備支援を図ります。【快適な住環境の整備】
- 多様化する行政ニーズを的確にとらえ行政事務のさらなる効率化を進めるため行政の情報化をより一層推進するとともに、生活や福祉、生涯学習等暮らしに密接な分野における情報システムの構築を図ります。なお、情報化の推進にあたっては町民間で情報格差が生じないよう情報基盤の整備・充実に努めます。【情報通信体制の充実】(再掲)
- デジタル難視地区において、デジタル放送視聴のために必要な対策と整備を推進し難視地区の解消を図ります。【情報通信体制の充実】
- 高度情報社会に対応した人材の育成や町民の情報を活用する知識や能力の向上を図るため、学校や生涯学習の場において情報教育の充実に努めるとともに、情報モラルを高める啓発を進めます。【情報通信体制の充実】
- 大災害時における情報伝達と行政機能を確保するため、バックアップに必要な環境整備など必要な取組を推進します。【情報通信体制の充実】

○当町における総合的な災害対策の指針となる「厚沢部町地域防災計画」の定期的な見直しと内容の充実を図り本計画に基づきながら総合的な防災対策を推進します。また、職員一人ひとりの防災意識を高め、災害時等における危機管理力の強化を図るとともに、関係機関等との広域的な相互応援体制の更なる強化を図ります。

【防災体制の充実】（再掲）

○災害に強いまちづくりを目指し、避難所等防災拠点となる建築物や水道、通信施設等のライフラインの耐震化を図ります。また、災害対策用非常食、並びに各種応急資機材等の備蓄に努めます。

【防災体制の充実】（再掲）

○災害発生時において、町民の安全・迅速かつ円滑な避難を誘導し人的被害の発生を防止するため「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成を図ります。

【防災体制の充実】

○町の行財政運営等に関して広く町民の理解を得るため読みやすくわかりやすい広報紙づくりやリーフレット等の充実と努めるとともに、ホームページやSNSの活用を推進する等、新たな情報伝達手段の有効活用を努めます。

【住民参画の推進】（再掲）

（観光客、高齢者等の要配慮者対策）

○地域福祉を推進するための中核的な担い手である社会福祉協議会の機能充実を図るとともに、福祉ボランティアや専門的な人材等の育成を図るため、町内事業所と連携し多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上にむけた研修会や養成講座の開催と活動の場づくりに努めます。

【地域福祉の推進】

○保健・福祉サービスの情報提供の充実と努めるとともに、地域の多様な生活課題にきめ細やかに対応するため地域における相談体制の充実と努めます。

【地域福祉の推進】

○「第2期厚沢部町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育、母子保健、教育、防犯等様々な視点から施策の推進を図り、安心して子育てができる環境の整備・充実を推進します。

【子育て支援の充実】

○母子の健康を確保するため、妊婦健診及び交通費の補助や『妊婦エントリーネット119』の登録を推進するとともに、乳幼児に対しては、乳幼児相談や健診事業の充実をはじめ歯科健診、歯科指導、う歯予防の充実と努めます。また、予防接種事業において、適正な時期に接種するための指導の強化と安心・安全に接種が受けられるよう医療機関との連携強化を図ります。

【子育て支援の充実】

○保護者の育児不安を解消するため、家庭訪問等において育児環境の確認を行うほか、育児に関する悩みや孤立感などを抱えていないかを把握するように努め、子育て支援センター等でサポートしながら育児に自信が持てるよう支援します。また、乳幼児相談では、親子同士の交流を図りながら離乳食づくりや育児情報の提供の充実と努めます。

【子育て支援の充実】

○保護者の就労等多様なニーズに即した保育支援や放課後子どもプラン（学童保育・放課後子ども教室）の充実、子育てに関する相談や情報提供の充実を推進するとともに、父子で参加型のイベントや母親の自主性を活かした育児サークル活動の支援に努めていきます。【子育て支援の充実】

○障がいのある子どもを持つ家庭やひとり親家庭を支援するため相談支援や経済的支援、自立支援等の援助体制の充実を図ります。また、発達障害やグレーゾーンの子どもに対する支援は必要に応じ支援員を増員する等の支援を行ってきましたが、他の子どもたちとのコミュニケーション能力等を向上させるには更なる支援が必要となるため、支援員が発達障害の基礎知識を習得する等、資質能力の向上にも取り組めます。【子育て支援の充実】

○要介護状態とならずに健康を維持していくため、健康相談や健康診断、健康教育等を通じて自ら取り組む健康づくりを支援し、介護予防を推進するとともに、介護予防の取組を住民主体の取組として進める体制づくりに努め、社会参加の一環としての介護予防事業の推進を図り、不参加の把握やアウトリーチに努めます。【高齢者福祉の充実】

○要介護者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう町の独自事業や介護保険事業を組み合わせ、在宅での生活の質を確保する各種サービスの充実を図ります。【高齢者福祉の充実】

○運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等生活習慣病の予防、社会参加による孤立解消や役割保持により認知症の発症を遅らせる可能性が示唆されていることを踏まえた取り組みを進めます。また、生活習慣病予防の強化や特定健診等による早期発見に努めるとともに高齢者が身近で通える居場所の拡充や安否確認を目的としたふれあい訪問等の機会や介護予防事業の充実を図ります。重度の認知症高齢者に対しては、グループホームや介護保険サービスの充実を図るとともに家族の支援体制を強化します。さらに、地域で認知症高齢者を支える仕組みを構築するため認知症の学習機会を充実させるとともに、認知症高齢者及び家族を見守り支える地域づくりを推進し、認知症高齢者が社会の一員として活動するための場の構築に努めます。【高齢者福祉の充実】

○高齢者が安心して生活できるよう移送サービスや給食サービス、緊急通報システム設置等の生活支援サービスの充実に努めます。【高齢者福祉の充実】（再掲）

○保健福祉行政や介護支援専門員、国保病院医師や看護スタッフ、民生委員、保健推進員等、地域の多種多様な人・関係機関の連携の下、地域で暮らす要支援者一人ひとりのニーズに沿って福祉サービスが包括的かつ継続的に提供される地域ケアシステムの構築を推進します。また、町内会、地域の団体組織等と連携・協働し、地域での声かけや安否確認、虐待防止等のための見守りができる体制づくりとそのネットワーク形成を図ります。【高齢者福祉の充実】（再掲）

- 障がいのある人やその家族が、障がいの程度や生活環境に応じて必要なサービスを受けることができるよう障がい福祉サービスや地域生活支援事業の充実に努めます。また、公営住宅のバリアフリー化をはじめ障がいの程度に応じて住宅改修を行うとともに、住み慣れた地域で暮らしていくために支援する仕組みの整備を推進します。 【障がい者福祉の充実】
- 一人ひとりの意欲や能力、適性に応じて働くことができるよう、福祉施設における就労移行の支援を促進します。また、町民や企業等に対し、障がい者雇用の啓発に努めるとともに、就労促進を図るための相談体制や斡旋活動を充実させ、他分野における雇用を促進します。 【障がい者福祉の充実】
- 子どもの発達遅れ等に対する必要な療育や適切な支援を行うため、子ども発達支援センターでの療育事業のほか、母子保健及び子育て支援等の関係機関と連携を図り、乳幼児期からの支援の充実を図ります。 【障がい者福祉の充実】
- 生活習慣病予防に向け各種検診の受診促進を図るとともに健康教室や健康相談等において個人の状況に応じた支援に努めます。また、町民が主体性を持って食生活の改善や運動・身体活動の習慣化等に取り組めるよう、食生活改善協議会の活動支援や情報提供並びに広報啓発を推進するとともに未受診者の受診を促進します。 【健康づくりの推進】
- 心の病気（うつ病等）の早期発見・早期治療のため心の病気に関する普及啓発を推進するとともに、自殺予防等の精神保健相談の充実を図ります。 【健康づくりの推進】
- 保健福祉センターを核に町民が健康に関する相談や指導を気軽に受けられる体制の充実に努めるとともに、保健、福祉、医療の各分野が連携し、個別の生活習慣や健診データを基にした指導の充実や訪問指導の強化等に努めます。 【健康づくりの推進】
- 道路や公共施設、民間の集客施設等において、バリアフリー化や多様な人々の利用に配慮したユニバーサルデザインを念頭においた整備を図ります。 【快適な住環境の整備】
- 高齢者が住み慣れた地域で安心してできるだけ長く暮らすことができるようバリアフリー仕様で緊急通報装置等も設置した、サービス付高齢者住宅等の整備支援を図ります。 【快適な住環境の整備】（再掲）
- 冬期間における通行の安全を確保するため除雪体制の充実を図るとともに、交通安全施設及び道路照明等の維持管理や整備充実を図り、安全で快適な道路の確保に努めます。 【道路・交通網の充実】（再掲）
- 災害発生時において、高齢者や障がいのある人、病弱者等、援護を必要とする人を的確に避難誘導するため、災害時要援護者避難支援プランに基づき、関係者で共有し、要援護者への的確な対応に努めます。 【防災体制の充実】

○高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の住宅防火診断や防火指導の充実を図るとともに、火災の早期発見、初期消火、延焼防止等のため住宅用火災警報器の更新や消火器等の住宅用防災機器の普及に努めます。 【消防・救急体制の充実】（再掲）

○働く女性の就労を支援するため、なかよし児重会（学童保育）やなかよし子ども教室（放課後子ども教室）、認定こども園の延長保育等、働く親のための子育て支援策の充実を図ります。 【男女共同参画社会の形成】

（地域防災活動、防災教育の推進）

○子どもたちに道德教育を実践し、ボランティア活動や他者への思いやりの心を育てる取り組みを進めます。 【学校教育の充実】

○防災マップの作成や配布、町民参加の防災訓練の実施、避難場所や避難路等の周知を図るとともに、町民の防災意識の高揚に努めます。また、町内在住外国人への啓発と迅速な避難誘導のため英語を基本とした複数言語での避難場所等の周知方法を検討します。 【防災体制の充実】（再掲）

○町内会等を中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに、災害時に有効に機能するよう組織の充実を図るための指導・支援を図ります。また、自主防災組織による地域ぐるみの避難誘導體制の確立や災害時ボランティアの育成及び支援を推進します。 【防災体制の充実】

○町民に洪水ハザードマップが浸透するよう、洪水ハザードマップの周知や防災訓練での活用、学校教育での活用等、継続的な啓発活動を推進します。 【治山・治水対策の推進】（再掲）

《指 標》

・ 学校施設等個別施設計画策定状況	R 2 策定→R 7 改訂
・ 庁舎サーバ室の移設	1 階（R 1）→2 階（R 7）
・ 妊婦エントリーネット登録数	計 2 0 3 名（R 1）→計 2 2 3 名（R 7）
・ 支えあい推進協議体会員数	2 0 名（R 1）→現状を維持（R 7）
・ 保育サポート登録制度	0 名（R 1）→計 6 名（R 7）
・ 自主防災組織設置状況	2 0 組織（R 1）→現状を維持（R 7）
・ 一般家庭防火査察実施率	1 0 0 %（R 1）→1 0 0 %（R 7）
・ 住宅用火災報知器設置率	7 0 . 6 %（R 1）→9 0 %（R 7）

《推進事業》

- ・ 情報システム保護対策事業【総務財政】
- ・ 地域防災力強化事業【総務財政】
- ・ 地域介護・福祉空間整備等施設整備費交付金事業【保健福祉】
- ・ 公営住宅整備事業【建設水道】

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(水道施設の安全性の確保)

○災害発生時等に断水戸数が最小限になるよう配水管網の計画的な更新を進めるとともに、安定的に良質な水を供給するため施設の適正な維持管理と水源地周辺の環境保全に努めます。 【上・下水道の整備】(再掲)

(物資供給等に係る連携体制の整備)

○保健福祉行政や介護支援専門員、国保病院医師や看護スタッフ、民生委員、保健推進員等、地域の多種多様な人・関係機関の連携の下、地域で暮らす要支援者一人ひとりのニーズに沿って福祉サービスが包括的かつ継続的に提供される地域ケアシステムの構築を推進します。また、町内会、地域の団体組織等と連携・協働し、地域での声かけや安否確認、虐待防止等のための見守りができる体制づくりとそのネットワーク形成を図ります。 【高齢者福祉の充実】(再掲)

○医療スタッフの充実を図るとともに地域の保健や医療、福祉のネットワーク及び南檜山メディカルネットワークを通じた圏域内における業務連携の強化に努めます。 【地域医療の充実】

○当町における総合的な災害対策の指針となる「厚沢部町地域防災計画」の定期的な見直しと内容の充実を図り本計画に基づきながら総合的な防災対策を推進します。また、職員一人ひとりの防災意識を高め、災害時等における危機管理力の強化を図るとともに、関係機関等との広域的な相互応援体制の更なる強化を図ります。 【防災体制の充実】(再掲)

○防災マップの作成や配布、町民参加の防災訓練の実施、避難場所や避難路等の周知を図るとともに、町民の防災意識の高揚に努めます。また、町内在住外国人への啓発と迅速な避難誘導のため英語を基本とした複数言語での避難場所等の周知方法を検討します。 【防災体制の充実】(再掲)

○町内会等を中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに、災害時に有効に機能するよう組織の充実を図るための指導・支援を図ります。また、自主防災組織による地域ぐるみの避難誘導體制の確立や災害時ボランティアの育成及び支援を推進します。 【防災体制の充実】(再掲)

○災害発生時において、高齢者や障がいのある人、病弱者等、援護を必要とする人を的確に避難誘導するため、災害時要援護者避難支援プランに基づき、関係者で共有し、要援護者への的確な対応に努めます。 【防災体制の充実】(再掲)

○避難場所等未設置施設へのAEDの設置を進め住民に対して使用方法の講習会実施や災害避難用具の準備確保の啓発を進めるとともに、災害時における救援物資の確保・保管について検討します。 【防災体制の充実】

○高度・多様化する救急救命業務に対応するため救急救命士の育成及び資質の向上と高規格救急車の導入等救急体制の強化に努めるとともに町民が突然のケガや病気で倒れた人に対して適切な応急措置を施せるようにAED実習講習会の開催と参加を呼びかけ救命知識の普及を図ります。また、医療機関との連携を強化し迅速かつ的確な情報の収集・伝達に努めます。 【消防・救急体制の充実】

(非常用物資の備蓄促進)

○災害に強いまちづくりを目指し、避難所等防災拠点となる建築物や水道、通信施設等のライフラインの耐震化を図ります。また、災害対策用非常食、並びに各種応急資機材等の備蓄に努めます。 【防災体制の充実】(再掲)

《指 標》

・ 防災関係協定締結数	12件(R1) → 計15件(R7)
・ 地域防災計画策定状況	H26策定 → R3改訂
・ 町民防災訓練参加者数	60名(R1) → 延100名(R7)
・ 救急救命士資格者数	6名(R1) → 現状を維持(R7)
・ AED実技講習会参加者数	106名(R1) → 110名(R7)
・ 非常食(アルファ米)備蓄状況	280食(R1) → 現状を維持(R7)
・ 非常食(飲料水)備蓄状況	1,450本(R1) → 現状を維持(R7)

《推進事業》

- ・ 地域防災力強化事業【総務財政】

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

○当町における総合的な災害対策の指針となる「厚沢部町地域防災計画」の定期的な見直しと内容の充実を図り本計画に基づきながら総合的な防災対策を推進します。また、職員一人ひとりの防災意識を高め、災害時等における危機管理力の強化を図るとともに、関係機関等との広域的な相互応援体制の更なる強化を図ります。

【防災体制の充実】(再掲)

○防災マップの作成や配布、町民参加の防災訓練の実施、避難場所や避難路等の周知を図るとともに町民の防災意識の高揚に努めます。 【防災体制の充実】(再掲)

○青年層の消防団活動への積極的な参加を促進し、地域に密着した消防団の強化と活動の活性化を図ります。また、消防職員の技術向上に努め、人材の育成を図ります。 【消防・救急体制の充実】

○高度・多様化する救急救命業務に対応するため救急救命士の育成及び資質の向上と高規格救急車の導入等救急体制の強化に努めるとともに町民が突然のケガや病気で倒れた人に対して適切な応急措置を施せるようにAED実習講習会の開催と参

加を呼びかけ救命知識の普及を図ります。また、医療機関との連携を強化し迅速かつ的確な情報の収集・伝達に努めます。 【消防・救急体制の充実】（再掲）

- 高度・多様化する町民ニーズに対応し効果的で効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、近隣市町との連携を密にし、一部事務組合や広域連合等による共同事務処理の拡充に努めます。また、地域の共通課題に取り組むため周辺市町との連携を強化し、広域的な事業の推進を図ります。 【広域連携の推進】

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 町内外の大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道など関係機関が連携した取組を推進します。 【防災体制の充実】

（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）

- 災害に強いまちづくりを目指し、避難所等防災拠点となる建築物や水道、通信施設等のライフラインの耐震化を図ります。また、災害対策用非常食並びに各種応急資機材等の備蓄に努めるとともに、総合給食センターの食材等備蓄物を支援物資として活用する等の取り組みを進めます。 【防災体制の充実】（再掲）

- 消防車両更新年次計画に基づき消防車両の更新を計画的に進めるとともに、消防水利を確保するための防火水槽及び消火栓の年次的な整備や消防水利の確保を図ります。 【消防・救急体制の充実】（再掲）

- 消防救急無線は多様なデータ通信ができるデジタル通信方式が平成27年12月に整備・導入されましたが、災害時に安定運用するため施設の維持管理に努めるとともに、高度な情報共有と組織的、広域的な災害防除活動を図ります。 【消防・救急体制の充実】

- 高度・多様化する救急救命業務に対応するため救急救命士の育成及び資質の向上と高規格救急車の導入等救急体制の強化に努めるとともに町民が突然のケガや病気で倒れた人に対して適切な応急措置を施せるようにAED実習講習会の開催と参加を呼びかけ救命知識の普及を図ります。また、医療機関との連携を強化し迅速かつ的確な情報の収集・伝達に努めます。 【消防・救急体制の充実】（再掲）

《指 標》

・ 地域防災計画策定状況	H 2 6 策定→R 3 改訂
・ 消防団員数	1 0 5 名 (R 1) → 1 1 0 名 (R 7)
・ 町民防災訓練参加者数	6 0 名 (R 1) → 延 1 0 0 名 (R 7)
・ 救急救命士資格者数	6 名 (R 1) → 現状を維持 (R 7)
・ A E D 実技講習会参加者数	1 0 6 名 (R 1) → 1 1 0 名 (R 7)

《推進事業》

- ・ 地域防災力強化事業【総務財政】
- ・ 石油貯蔵施設立地対策等交付金事業【厚沢部消防】

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の保健医療支援体制の強化)

- 母子の健康を確保するため、妊婦健診及び交通費の補助や『妊婦エントリーネット119』の登録を推進するとともに、乳幼児に対しては、乳幼児相談や健診事業の充実をはじめ歯科健診、歯科指導、う歯予防の充実に努めます。また、予防接種事業において、適正な時期に接種するための指導の強化と安心・安全に接種が受けられるよう医療機関との連携強化を図ります。 【子育て支援の充実】(再掲)
 - 母子の健康確保を図るため管内における産科の確保を道に強く要請するとともに、妊婦健診や乳幼児健診等の健診事業の充実や町民のニーズに応じた母子保健事業の実施に努めます。また、子育てにおける育児不安やストレスを軽減するため子育て支援事業等と連携してきめ細かな支援に努めながら安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。 【健康づくりの推進】
 - 国保病院において24時間体制での第一次救急の対応をすべく体制の充実を図るとともに、南檜山圏域において病院群輪番制参加病院による休日当番制を確保し、休日や夜間の救急医療体制の充実を図ります。 【地域医療の充実】
 - 医療スタッフの充実を図るとともに地域の保健や医療、福祉のネットワーク及び南檜山メディカルネットワークを通じた圏域内における業務連携の強化に努めます。 【地域医療の充実】(再掲)
 - 当町における総合的な災害対策の指針となる「厚沢部町地域防災計画」の定期的な見直しと内容の充実を図り本計画に基づきながら総合的な防災対策を推進します。また、職員一人ひとりの防災意識を高め、災害時等における危機管理力の強化を図るとともに、関係機関等との広域的な相互応援体制の更なる強化を図ります。 【防災体制の充実】(再掲)
 - 災害に強いまちづくりを目指し、避難所等防災拠点となる建築物や水道、通信施設等のライフラインの耐震化を図ります。また、災害対策用非常食並びに各種応急資機材等の備蓄に努めます。 【防災体制の充実】(再掲)
- ### (災害時における福祉的支援)
- 地域福祉を推進するための中核的な担い手である社会福祉協議会の機能充実を図るとともに、福祉ボランティアや専門的な人材等の育成を図るため、町内事業所と連携し多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上にむけた研修会や養成講座の開催と活動の場づくりに努めます。 【地域福祉の推進】(再掲)
 - 高齢者が身近で通える居場所の拡充や安否確認を目的としたふれあい訪問等の機会や介護予防事業の充実を図ります。重度の認知症高齢者に対しては、グループホームや介護保険サービスの充実を図るとともに、家族の支援体制を強化します。また、地域で認知症高齢者を支える仕組みを構築するため認知症の学習機会を充実させるとともに、認知症高齢者及び家族を見守り支える地域づくりを推進し、認知症高齢者が社会の一員として活動するための場の構築に努めます。 【高齢者福祉の充実】(再掲)

○保健福祉行政や介護支援専門員、国保病院医師や看護スタッフ、民生委員、保健推進員等、地域の多種多様な人・関係機関の連携の下、地域で暮らす要支援者一人ひとりのニーズに沿って福祉サービスが包括的かつ継続的に提供される地域ケアシステムの構築を推進します。また、町内会、地域の団体組織等と連携・協働し、地域での声かけや安否確認、虐待防止等のための見守りができる体制づくりとそのネットワーク形成を図ります。 【高齢者福祉の充実】（再掲）

○町内会等を中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに、災害時に有効に機能するよう、組織の充実を図るための指導・支援を図ります。また、自主防災組織による地域ぐるみの避難誘導體制の確立や、災害時ボランティアの育成及び支援を推進します。 【防災体制の充実】（再掲）

○災害発生時において、高齢者や障がいのある人、病弱者等、援護を必要とする人を的確に避難誘導するため、災害時要援護者避難支援プランに基づき、関係者で共有し、要援護者への的確な対応に努めます。 【防災体制の充実】（再掲）

（防疫対策）

○母子の健康を確保するため、妊婦健診及び交通費の補助や『妊婦エントリーネット119』の登録を推進するとともに、乳幼児に対しては、乳幼児相談や健診事業の充実をはじめ歯科健診、歯科指導、う歯予防の充実に努めます。また、予防接種事業において、適正な時期に接種するための指導の強化と安心・安全に接種が受けられるよう医療機関との連携強化を図ります。 【子育て支援の充実】（再掲）

○保健福祉センターを核に町民が健康に関する相談や指導を気軽に受けられる体制の充実に努めます。また、保健、福祉、医療の各分野が連携し、個別の生活習慣や健診データを基にした指導の充実や訪問指導の強化等に努めます。

【健康づくりの推進】（再掲）

《指 標》

・妊婦エントリーネット登録数	計203名（R1）→計223名（R7）
・国保病院スプリンクラー設備整備率	0%（R1）→100%（R6）
・国保病院エレベーター改修率	0%（R1）→100%（R7）
・支えあい推進協議体会員数	20名（R1）→現状を維持（R7）
・自主防災組織設置状況	20組織（R1）→現状を維持（R7）

《推進事業》

- ・スプリンクラー設備整備事業【国保病院】
- ・エレベーター改修事業【国保病院】
- ・南檜山メディカルネットワーク医療連携推進事業【国保病院】
- ・南檜山地域医療情報システム機器保守・更新事業【国保病院】
- ・地域介護・福祉空間整備等施設整備費交付金事業【保健福祉】

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

○災害に強いまちづくりを目指し、避難所等防災拠点となる建築物や水道、通信施設等のライフラインの耐震化を図ります。また、災害対策用非常食、並びに各種応急資機材等の備蓄に努めます。 【防災体制の充実】(再掲)

○青年層の消防団活動への積極的な参加を促進し、地域に密着した消防団の強化と活動の活性化を図ります。また、消防職員の技術向上に努め、人材の育成を図ります。 【消防・救急体制の充実】(再掲)

(行政の業務継続体制の整備)

○多様化する行政ニーズを的確にとらえ、行政事務のさらなる効率化を進めるため、行政の情報化をより一層推進します。なお、情報化の推進にあたっては、町民の間で情報格差(デジタル・デバイド)が生じないように、情報基盤の整備充実に努めます。 【情報通信体制の充実】(再掲)

○職員の広い視野と柔軟な発想、政策形成能力や企画能力を高めるため各種研修への参加や人事交流を推進し、職員の意識改革を図るとともに、地域主権時代に対応できる人材を育成します。 【効率的で健全な行財政運営】

(IT部門における業務継続体制の整備)

○大災害時における情報伝達と行政機能を確保するため、バックアップに必要な環境整備など必要な取組を推進します。 【情報通信体制の充実】(再掲)

○IT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、IT部門の業務継続計画(IT-BCP)の策定や情報基盤の整備など必要な取組を促進します。 【情報通信体制の充実】

(広域応援・受援体制の整備)

○高度・多様化する町民ニーズに対応し効果的で効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、近隣市町との連携を密にし、一部事務組合や広域連合等による共同事務処理の拡充に努めます。また、地域の共通課題に取り組むため周辺市町との連携を強化し、広域的な事業の推進を図ります。 【広域連携の推進】(再掲)

《指 標》

・ 消防団員数	105名(R1) → 110名(R7)
・ 庁舎サーバ室の移設	1階(R1) → 2階(R7)
・ 緊急消防援助隊受援計画策定状況	未策定(R1) → 策定(R3)
・ 北海道広域消防相互応援協定	4件(R1) → 現状を維持(R7)

《推進事業》

- ・ 地域防災力強化事業【総務財政】
- ・ 情報システム保護対策事業【総務財政】

4. ライフラインの確保

4-1 長期的な又は広範囲なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大等)

○木質バイオマス資源の有効活用は温暖化の防止だけでなく、地産地消・木材の循環利用に大きく寄与することから、製材残材や林地残材等、未利用の木質バイオマス資源の有効活用を推進します。【林業の振興】

(電力基盤等の整備)

○災害時も含めた電力の安定供給を確保するため非常時にも対応可能な設備の導入・普及に努めるとともに電源の多様化・分散化を促進します。【防災体制の充実】

○電力需要の安定に関する取組を着実に実施するとともに、災害発生時において、停電の発生や復旧の目途などの情報を迅速に把握し、町民等へ発信するため、国・道や電気事業者との連携強化を図ります。【防災体制の充実】

(多様なエネルギー資源の活用)

○太陽光や小水力、温泉熱、廃棄物の電力や熱利用など、当町におけるエネルギーの多様化に向けた取組を促進します。【環境保全の推進】

(石油燃料供給の確保)

○石油供給関連事業者と結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、情報共有や連携を促進します。【防災体制の充実】

〈指 標〉

・ 避難場所非常用発電機設置率	18% (R1) → 100% (R7)
・ 燃料供給業応急対策協定締結数	3件 (R1) → 現状を維持 (R7)

〈推進事業〉

・ 分散型エネルギーインフラ事業【政策推進】

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

○国・道の補助事業を積極的に活用するとともに小規模土地基盤整備事業や地力増進対策事業、農道整備事業等の町単独補助事業の充実を図り、農業生産基盤整備の効果的・効率的な実施に努めます。また、拡大が心配される鳥獣被害に対応するためハンターへの支援や侵入防止対策に努めます。【農業の振興】

○農業活性化センターを活用し、農業技術の研究開発や土壌分析・診断、農業情報の収集と提供のほか厚沢部町の地域条件に合った新規作物の導入や品種改良を進め、特色ある農業の展開により農業の安定的・持続的振興に努めます。また、緑肥・堆肥の適正施用や輪作体系の維持を図り、高品質な農産物の生産を推進します。【農業の振興】

○Uターン後継者や新規就農希望者の技術面、経済面での支援充実を図るとともに、地域の営農を中心的に担い意欲的に農業経営の改善に取り組む認定農業者の確保に努め、その取組を支援します。また、地域協業組織の組織化、数戸による法人化を検討・推進し、農業者労働負担の軽減と担い手の育成確保を図るとともに、農作業の合理化及び農業振興公社の活用を図り、担い手農家の労働環境の改善を図ります。 【農業の振興】

○農業委員による農地パトロールと連携して、耕作放棄地発生防止に努めるとともに、農地の流動化を促進し、認定農業者をはじめ、協業組織や農業生産法人等の意欲ある農業者へ農地の面的集積を推進し、農地の有効活用を図ります。

【農業の振興】

○農産物の生産に加え、農業事業者としての意識のもと、経営能力の向上や経営の合理化に積極的に取り組むよう支援します。また、厳しい市場競争や貿易自由化の潮流の中では、今までにない新たな発想での取組が必要となることから、GPSガイダンスの導入による作業の効率化と生産性の向上等、農業領域での先進的な事例等に加え、他の業界での経営のあり方を学び実践していくよう研究や交流を推進します。 【農業の振興】

（食料品の販路拡大・産地備蓄の推進）

○農業活性化センターを活用し、農業技術の研究開発や土壌分析・診断、農業情報の収集と提供のほか厚沢部町の地域条件に合った新規作物の導入や品種改良を進め、特色ある農業の展開により農業の安定的・持続的振興に努めます。また、緑肥・堆肥の適正施用や輪作体系の維持を図り、高品質な農産物の生産を推進します。

【農業の振興】（再掲）

○商店街周辺環境整備を進め快適な買物空間の創出を図るとともに、高齢者をはじめ地域住民のニーズに対応する地域に密着した商品・サービスの向上を図るため、関係機関と連携し、商業活動の活性化を推進します。 【商工業の振興】

○当町の農林業や観光業等との連携により、特産品の開発や商品ブランドの育成、販売力の強化、PR活動の積極的な展開及び市場の開拓等に対する支援に努めます。具体的には、さつまいもを原料に用いた加工品（お菓子やスイーツ等）づくり等、販路獲得も並行しながら特産品開発を進めていきます。 【商工業の振興】

○道の駅あっさぶ等既存観光資源の整備・充実、史跡や伝統芸能・行事等を観光資源として積極的に活用するとともに観光人材やボランティア育成支援を進め、受入態勢の整備に努めます。また、農林業と商工業の連携を促し地域の特性を活かした観光商品の企画・開発を図り、観光産業の育成に努めます。 【観光の振興】

○渡島・檜山管内市町、管内交通事業者と連携して広域的な観光ルートづくりや観光物産展の開催、北海道新幹線木古内駅等を拠点とした観光PR等の誘客のための宣伝活動を推進し、観光入込者数の拡大を図ります。 【観光の振興】

《指 標》

・新規就農者数	2名 (R1) → 計7名 (R7)
・認定農業者数	176名 (R1) → 160名 (R7)
・農業生産法人設立数	7組織 (R1) → 10組織 (R7)
・あっさぶメーカーイン地域商標登録	未登録 (R1) → 登録 (R7)
・観光入込者数	182千人 (R1) → 189千人 (R7)

《推進事業》

- ・鳥獣被害防止総合対策事業【農林】
- ・農地耕作条件改善事業【農林】
- ・農地中間管理機構関連農地整備事業（稲見地区）【農林】
- ・道営農地整備事業：中山間地域型（滝野地区）【農林】
- ・道の駅あっさぶ新商業施設整備事業【政策推進】
- ・館城跡保存整備事業【教育委員会】

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の防災対策）

- 災害発生時等に断水戸数が最小限となるよう配水管網の計画的な更新を進めます。
また、安定的に良質な水を供給するため、施設の適正な維持管理と水源地周辺の環境保全に努めます。 【上・下水道の整備】（再掲）

（農業集落排水施設等の防災対策）

- 集合型処理区域において農業集落排水への加入促進と施設の維持管理、施設の機能強化を計画的に行い、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めるとともにその他の区域については合併処理浄化槽設置のための補助を継続し、設置促進のための啓発・PRの強化に努めます。 【上・下水道の整備】（再掲）
- 今後とも広域的な連携のもと、し尿処理体制の充実を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理に努めます。 【ごみ・し尿処理体制の充実】

《指 標》

・水道施設更新化率	50% (R1) → 100% (R5)
・水道配水管（導水管）更新化率	50% (R1) → 100% (R5)
・農業集落排水接続普及率	81% (R1) → 90% (R7)
・合併処理浄化槽設置率	47% (R1) → 55% (R7)

《推進事業》

- ・農業集落排水施設機能強化対策事業【建設水道】
- ・合併処理浄化槽設置等補助事業【建設水道】

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備)

- 主要幹線道路である国道227号の線形改良、特に、中山トンネルの早期完成の実現化を国に強く要請します。道道では、八雲厚沢部線及び共和鶉線の未改良部分の早期整備を道に要請します。【道路・交通網の充実】(再掲)
- 町道の主要部分の整備は行き届いており、今後はきめ細かな住民ニーズの把握と維持補修に努めるとともに、道路メンテナンスに伴う橋梁等道路施設の補修工事等を促進します。【道路・交通網の充実】(再掲)
- 冬期間における通行の安全を確保するため除雪体制の充実を図るとともに、交通安全施設及び道路照明等の維持管理や整備充実を図り、安全で快適な道路の確保に努めます。【道路・交通網の充実】(再掲)
- 民間路線バスの利便性向上による利用促進を図り、維持・存続に努めるとともに『厚沢部町地域交通計画』を策定し、従来の公共交通サービスに加え、自家用有償旅客運送やスクールバス等、地域の多様な輸送資源を総動員し、地域住民の生活圏における移動ニーズにきめ細かく対応できる厚沢部町地域交通サービスの導入について検討を深めます。【道路・交通網の充実】

(道路施設の防災対策等)

- 町域の約8割を占める森林の持つ多目的機能を維持・向上させ、地域の安全性を優先的に図るため総合的な治山・治水事業を推進するとともに道路や公園等の社会資本の整備充実を行い、自然環境に配慮しつつ快適かつ健康的な生活を支える土地利用を図ります。【適正な土地利用の推進】(再掲)

(災害時における多様な交通手段の活用)

- 大規模災害にガソリン不足や交通渋滞の発生等により、災害時に利用可能な多様な交通手段の活用や被害状況の早期把握手法のあり方等について検討します。【防災体制の充実】

(北海道新幹線の整備)

- 分散型の国土形成のための基軸となる交通ネットワークであり、大規模災害における陸路での高速輸送に不可欠な新幹線の札幌までの開業が可能な限り早期に実現できるよう関係機関と連携し推進します。【道路・交通網の充実】

《指 標》

- | | |
|--------------|--------------------------|
| ・町道(幹線道路)舗装率 | 100%(R1)→現状を維持(R7) |
| ・橋梁点検率 | 1巡目100%(H29)→2巡目100%(R3) |
| ・橋梁長寿命化修繕率 | 21%(R1)→50%(R7) |
| ・町道除雪路線延長 | 84km(R1)→現状を維持(R7) |

《推進事業》

- ・厚沢部町管内橋梁長寿命化修繕計画事業【建設水道】
- ・町道修繕維持管理事業【建設水道】

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

○町内全域の高速通信環境の整備を図り、町有施設の有効利用等により企業及び個人起業者の誘致につなげます。 【商工業の振興】

(企業の業務継続体制の強化)

○自然災害による被害防止や縮小、強靱な地域づくりのため、建築物等の耐震化促進等の事前防災に努めるとともに、地域防災計画の見直しを行い、防災施設の整備や災害危険箇所等を把握し、防災・減災対策事業を促進します。【防災体制の充実】

○地域の防災力の向上を図るため、防災関係機関と連携し自主防災組織の育成・支援に努めるとともに、自主防災資機材の整備等を推進します。また、地域での防災訓練やハザードマップなどによる啓発・情報提供を充実し、「自分の命は自分で守る」という自助意識の定着化等、防災・減災意識の高揚を図ります。

【防災体制の充実】

○災害時における経済活動の継続を確保するため、企業に対する専門家の派遣や事業継続計画の策定を促進するとともに、町と商工会が共同で事業継続力強化計画の策定に努めます。 【商工業の振興】

(被災企業等への支援)

○商工会や林産協同組合への体制支援を行い、商店や林産工業の体質強化に努めます。また、商工会と連携して商工業者に必要な経営改善・技術の高度化等に対する国や道等の補助金導入支援や融資制度の情報提供に努めるとともに、運転資金の利子補給を実施することにより経営安定化に向けた取組を支援します。

【商工業の振興】

○当町における総合的な災害対策の指針となる「厚沢部町地域防災計画」の定期的な見直しと内容の充実を図り本計画に基づきながら総合的な防災対策を推進します。また、職員一人ひとりの防災意識を高め、災害時等における危機管理力の強化を図るとともに、関係機関等との広域的な相互応援体制の更なる強化を図ります。

【防災体制の充実】(再掲)

○防災マップの作成や配布、町民参加の防災訓練の実施、避難場所や避難路等の周知を図るとともに、町民の防災意識の高揚に努めます。 【防災体制の充実】(再掲)

《指 標》

・ 企業誘致数

0社(R1) → 計2社(R7)

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 主要幹線道路である国道227号の線形改良、特に、中山トンネルの早期完成の実現化を国に強く要請します。道道では、八雲厚沢部線及び共和鶉線の未改良部分の早期整備を道に要請します。【道路・交通網の充実】(再掲)
- 町道の主要部分の整備は行き届いており、今後はきめ細かな住民ニーズの把握と維持補修に努めるとともに、道路メンテナンスに伴う橋梁等道路施設の補修工事等を促進します。【道路・交通網の充実】(再掲)
- 冬期間における通行の安全を確保するため除雪体制の充実を図るとともに、交通安全施設及び道路照明等の維持管理や整備充実を図り、安全で快適な道路の確保に努めます。【道路・交通網の充実】(再掲)

《指 標》

- ・町道(幹線道路)舗装率 100%(R1)→現状を維持(R7)
- ・橋梁点検率 1巡目100%(H29)→2巡目100%(R3)
- ・橋梁長寿命化修繕率 21%(R1)→50%(R7)

《推進事業》

- ・厚沢部町管内橋梁長寿命化修繕計画事業【建設水道】

6. 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

(ため池の防災対策)

○当町における総合的な災害対策の指針となる「厚沢部町地域防災計画」の定期的な見直しと内容の充実を図り本計画に基づきながら総合的な防災対策を推進します。また、職員一人ひとりの防災意識を高め、災害時等における危機管理力の強化を図ります。さらに、関係機関等との広域的な相互応援体制の強化を図ります。

【防災体制の充実】(再掲)

《指 標》

・ため池ハザードマップ

R1作成→R7改訂

6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(森林の整備・保全)

○町有林については、除間伐や枝打ち、下刈り等の撫育管理事業を適切に推進するとともに、間伐材に対応するため適時路線の整備を図ります。民有林については、『厚沢部町森林整備計画』及び『森林経営計画』に基づいた森林整備に対する積極的な支援により地域林業の振興を図り、持続可能な森林経営を推進します。また、森林の持つ多面的機能や効果について住民の理解を深めるとともに、違法伐採の防止の啓発・普及を行い、環境保全を図ります。 【林業の振興】(再掲)

○町域の約8割を占める森林の持つ多目的機能を維持・向上させ、地域の安全性を優先的に図るため総合的な治山・治水事業を推進するとともに道路や公園等の社会資本の整備充実を行い、自然環境に配慮しつつ快適かつ健康的な生活を支える土地利用を図ります。 【適正な土地利用の推進】(再掲)

○国・道等関係機関と連携して、自然環境に配慮しつつ、地すべり・がけ崩れ等警戒区域等の治山事業を推進します。 【治山・治水対策の推進】(再掲)

(農地・農業水利施設等の保全管理)

○国・道の補助事業を積極的に活用するとともに小規模土地基盤整備事業や地力増進対策事業、農道整備事業等の町単独補助事業の充実を図り農業生産基盤整備の効果的・効率的な実施に努めます。また、拡大が心配される鳥獣被害に対応するためハンターへの支援や侵入防止対策に努めます。 【農業の振興】(再掲)

○農業委員による農地パトロールと連携して、耕作放棄地発生の防止に努めるとともに、農地の流動化を促進し、認定農業者をはじめ、協業組織や農業生産法人等の意欲ある農業者へ農地の面的集積を推進し、農地の有効活用を図ります。

【農業の振興】(再掲)

○豊かな自然環境の保全と災害の未然防止に留意しつつ良好な生活環境を確保し、均衡ある発展を目指した総合的、計画的な土地利用を推進するとともに、条件の良くない農地利用や維持管理、リタイアする農家から担い手への速やかな農地集積、止むを得ず発生した耕作放棄地等については、農業委員会を活用し林地転換を図る等適正な土地利用に努めます。 【適正な土地利用の推進】

《指 標》

- ・ 森林経営計画認定率（民有林） 57.3%（R1）→60%（R7）
- ・ 用排水路等整備（道営事業） 0ha（R1）→156ha（R7）
- ・ 農作物作付面積 3,317ha（R1）→現状を維持（R7）
- ・ 耕作放棄地（遊休農地）面積 2.3ha（R1）→1.7ha（R7）

《推進事業》

- ・ 町有林撫育管理事業【農林】
- ・ 森林整備事業（国庫補助該当分）【農林】
- ・ 森林整備事業補助金（単独事業分）【農林】
- ・ 森林・山村多面的機能発揮対策事業【農林】

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 自然災害による被害防止や縮小、強靱な地域づくりのため、建築物等の耐震化促進等の事前防災に努めるとともに、地域防災計画の見直しを行い、防災施設の整備や災害危険箇所等を把握し、防災・減災対策事業を促進します。

【防災体制の充実】(再掲)

(仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保)

- 仮設住宅用地等の供するものの所有者不明土地に関して、国・道の動向を踏まえながら、円滑な収用手続き等を検討します。また、住家の被害認定調査等の業務を円滑に推進します。

【防災体制の充実】

《指 標》

- ・ 町民非資源ごみ排出量 1, 129トﾝ (R1) → 1, 016トﾝ (R7)
- ・ 災害廃棄物処理計画 未策定 (R1) → 策定 (R7)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 自然災害の発生により、障害物の除去や道路交通の確保及び河川の氾濫防止など迅速な対応が必要となることから、専門的な技術を有し地域事業にも精通する建設業との連携を強化します。

【防災体制の充実】

(建設業の担い手確保)

- 減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策等を着実に進めていくために、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組みます。

【防災体制の充実】

(技術職員による応援体制)

- 道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対応するため道と一定の規模以上の道内市町村による連絡会議が設置されており、引き続き連絡会議の枠組みを活用した応援体制の強化を図ります。

【広域連携の推進】

《指 標》

- ・ 自主防災組織設置状況 20組織 (R1) → 現状を維持 (R7)
- ・ 建設業応急対策協定締結数 1件 (R1) → 計2件 (R7)

第4章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」並びに「厚沢部町総合計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とします。

また、本計画は、当町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改訂時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。

2 計画の推進方法

2-1 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要です。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況等を継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、当町強靱化のスパイラルアップを図っていきます。

【別表 1】 厚沢部町強靱化に関する脆弱性評価

1 人命の保護

1 - 1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生（町内）

【評価結果】

（住宅、建築物等の耐震化）

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたこと等も踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、体育施設等の不特定多数が集まる施設の耐震化については、災害時の避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

（住宅・建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策について、維持管理や保守、更新等については、必要な取組を進めるとともに、適切に維持管理等を行う必要がある。
- 公営住宅については、老朽ストックの計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

（避難場所等の指定・整備）

- 避難場所については、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所の指定についても促進する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修等も含め地域の实情に応じた施設整備を促進する必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道、他の市町村と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。

（啓発活動等の取組推進）

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保等の取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・避難場所設置状況（地震）	20箇所（R1）
・町営住宅長寿命化計画策定状況	H22策定
・水道施設更新化率	50%（R1）
・学校施設等個別施設計画策定状況	R2策定
・橋梁点検率	1巡目100%（H29）
・橋梁長寿命化修繕率	21%（R1）
・危険物施設立入検査実施率	100%（R1）
・防火対象物査察実施率	100%（R1）
・一般家庭防火査察実施率	100%（R1）
・住宅用火災報知器設置率	70.6%（R1）

1 - 2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生（町内）

【評価結果】

（警戒避難体制の整備）

- 土砂災害警戒区域の指定状況は、全国と比べて遅れており、区域の指定を推進する必要がある。また、警戒区域については、ハザードマップ作成等警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

（砂防設備等の整備）

- 国及び道において、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の整備を進めているが、現状では、未整備箇所が数多く残されていることから、引き続き国及び道に対し、施設整備・老朽更新の促進を要請する必要がある。

【指標（現状値）】

・地域防災計画策定状況	H26策定
・厚沢部町防災のしおり配布数	町内全戸（H26）
・町民防災訓練参加者数	60名（R1）
・避難場所設置状況（土砂災害）	23箇所（R1）
・土砂災害計画区域指定数	27件（R1）
・自主防災組織設置状況	20組織（R1）

1 - 3 大規模津波等による多数の死傷者の発生（町内）

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 道における津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定に基づき津波ハザードマップを作成する必要がある。また、今後新たな津波浸水想定が設定される等の情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しをはじめ、避難体制の再整備が求められる。
- 津波発生時の避難対策に不可欠な津波避難計画を策定する必要があるとともに、今後、津波浸水想定の見直しに応じ、ハザードマップや避難計画を改訂する必要がある。
- 避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置については、道等と連携して整備を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・地域防災計画策定状況 H 2 6 策定
- ・自主防災組織設置状況 2 0 組織（R 1）

1 - 4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水（町内）

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 近年、増加するゲリラ豪雨等の状況から、洪水・内水ハザードマップの作成及び防災訓練等の実施が必要である。

（河川改修等の治水対策）

- 国、道、町のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備等の治水対策について、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。また、河川管理施設については、計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められている。
- ゲリラ豪雨等の大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ等の整備を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・地域防災計画策定状況 H 2 6 策定
- ・厚沢部町防災のしおり配布数 町内全戸（H 2 6）
- ・避難場所設置状況（洪水） 2 7 箇所（R 1）
- ・洪水ハザードマップ策定状況 H 2 7 策定
- ・洪水ハザードマップ配布数 町内全戸

1 - 5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生（町内）

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 通行規制時の迅速な情報伝達に取り組む等、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、道、町）において、管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者間で情報共有や相互連携を強化する等、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化等、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・毛布備蓄状況 1 6 0 枚（R 1）
- ・避難場所非常用発電機設置率 1 8 %（R 1）
- ・避難場所燃料備蓄率 1 8 %（R 1）
- ・町道除雪路線延長 8 4 km（R 1）

1 - 6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大（町内）

【評価結果】

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

○積雪・低温等北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発等、冬季も含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

○積雪や低温等北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備等避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

・毛布備蓄状況	160枚（R1）
・避難場所非常用発電機設置率	18%（R1）
・避難場所燃料備蓄率	18%（R1）

1 - 7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大（町内）

【評価結果】

（関係機関の情報共有化）

○被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
 ○防災気象情報や避難情報等の災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び関係機関と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
 ○大規模災害時を想定した防災訓練等を通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

（住民等への情報伝達体制の強化）

○災害時における住民の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
 ○住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線等の整備を促進するとともに、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
 ○災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導等、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。
 ○災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者等に対する避難誘導等の支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法をまとめた個別計画の策定を促進する必要がある。

（観光客、高齢者等の要配慮者対策）

○災害発生時において観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。
 ○災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法をまとめた個別計画の策定を促進する必要がある。

（地域防災活動、防災教育の推進）

○学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育等を通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向け、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施等、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

・学校施設等個別施設計画策定状況	R2策定
・庁舎サーバ室の移設	1階（R1）
・妊婦エントリーネット登録数	計203名（R1）
・支えあい推進協議体会員数	20名（R1）
・保育サポート登録制度	0名（R1）
・自主防災組織設置状況	20組織（R1）
・一般家庭防火査察実施率	100%（R1）
・住宅用火災報知器設置率	70.6%（R1）

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2 - 1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止（町内）														
<p>【評価結果】</p> <p>（水道施設の安全性の確保）</p> <p>○災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策等、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。</p> <p>（物資供給等に係る連携体制の整備）</p> <p>○地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援等災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援活動を行っているが、災害時において、これらの活動が効率的に行えるようにする必要がある。</p> <p>○官民の連携体制の充実強化を図っていく必要がある。</p> <p>○関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。</p> <p>○大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定等を踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用等施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。</p> <p>（非常用物資の備蓄促進）</p> <p>○地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、他の自治体との広域応援体制の整備を推進する必要がある。</p> <p>○家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応等も想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため道等と連携し啓発活動に取り組む必要がある。</p> <p>○非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。</p>															
<p>【指標（現状値）】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 防災関係協定締結数</td> <td style="text-align: right;">12件（R1）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 地域防災計画策定状況</td> <td style="text-align: right;">H26策定</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 町民防災訓練参加者数</td> <td style="text-align: right;">60名（R1）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 救急救命士資格者数</td> <td style="text-align: right;">6名（R1）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ AED実技講習会参加者数</td> <td style="text-align: right;">106名（R1）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 非常食（アルファ米）備蓄状況</td> <td style="text-align: right;">280食（R1）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 非常食（飲料水）備蓄状況</td> <td style="text-align: right;">1,450本（R1）</td> </tr> </table>		・ 防災関係協定締結数	12件（R1）	・ 地域防災計画策定状況	H26策定	・ 町民防災訓練参加者数	60名（R1）	・ 救急救命士資格者数	6名（R1）	・ AED実技講習会参加者数	106名（R1）	・ 非常食（アルファ米）備蓄状況	280食（R1）	・ 非常食（飲料水）備蓄状況	1,450本（R1）
・ 防災関係協定締結数	12件（R1）														
・ 地域防災計画策定状況	H26策定														
・ 町民防災訓練参加者数	60名（R1）														
・ 救急救命士資格者数	6名（R1）														
・ AED実技講習会参加者数	106名（R1）														
・ 非常食（アルファ米）備蓄状況	280食（R1）														
・ 非常食（飲料水）備蓄状況	1,450本（R1）														

2 - 2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞（町内／町外）										
<p>【評価結果】</p> <p>（防災訓練等による救助・救急体制の強化）</p> <p>○道が主催する防災訓練等の機会を通じ、消防、警察、自衛隊等関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。</p> <p>（自衛隊体制の維持・拡充）</p> <p>○東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人（延べ83万人）の人員が被災地に派遣される等、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の町内外における大規模自然災害時に備え、本道の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた本道の地理的特性等を踏まえ、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保等、本道の自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。</p> <p>（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）</p> <p>○警察、消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備を充実する必要がある。</p>											
<p>【指標（現状値）】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 地域防災計画策定状況</td> <td style="text-align: right;">H26策定</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 消防団員数</td> <td style="text-align: right;">105名（R1）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 町民防災訓練参加者数</td> <td style="text-align: right;">60名（R1）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 救急救命士資格者数</td> <td style="text-align: right;">6名（R1）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ AED実技講習会参加者数</td> <td style="text-align: right;">106名（R1）</td> </tr> </table>		・ 地域防災計画策定状況	H26策定	・ 消防団員数	105名（R1）	・ 町民防災訓練参加者数	60名（R1）	・ 救急救命士資格者数	6名（R1）	・ AED実技講習会参加者数	106名（R1）
・ 地域防災計画策定状況	H26策定										
・ 消防団員数	105名（R1）										
・ 町民防災訓練参加者数	60名（R1）										
・ 救急救命士資格者数	6名（R1）										
・ AED実技講習会参加者数	106名（R1）										

2 - 3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺（町内／町外）

【評価結果】

（被災時の保健医療支援体制の強化）

○災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期の予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を図るとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

（災害時における福祉的支援）

○道では、災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、被災していない地域の社会福祉施設が被災地の福祉避難所等へ必要な人員を派遣する「北海道災害派遣ケアチーム」を組織しているが、派遣協定を締結した法人数は、52 法人、101 施設にとどまっており、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。

○被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する必要がある。

（防疫対策）

○災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期の予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を図るとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

・妊婦エントリーネット登録数	計 203 名 (R1)
・国保病院スプリンクラー設備整備率	0% (R1)
・国保病院エレベーター改修率	0% (R1)
・支えあい推進協議体会員数	20 名 (R1)
・自主防災組織設置状況	20 組織 (R1)

3 行政機能の確保

3 - 1 町内外における行政機能の大幅な低下（町内／町外）

【評価結果】

（災害対策本部機能の強化）

- 道では、被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所等災害対策本部に係る具体的な運用事項を業務継続計画の中で規定しているが、当町においては、今後、訓練等を通じ、本部機能の実施体制の検証を行う等、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成等を通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、消防団活動・安全マニュアルの策定が求められている。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御等重要な役割を担っているが、団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応等防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の行政施設の耐震化を図る必要がある。

（行政の業務継続体制の整備）

- 業務全体を対象とした継続体制について、整備を促進する必要がある。

（IT部門における業務継続体制の整備）

- 災害時においても業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続をするため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設等取組を計画的に進める必要がある。
- IT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、IT部門の業務継続計画（IT-BCP）の策定を促進する必要がある。

（広域応援・受援体制の整備）

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】

・消防団員数	105名（R1）
・庁舎サーバ室の移設	1階（R1）
・緊急消防援助隊受援計画策定状況	未策定（R1）
・北海道広域消防相互応援協定	4件（R1）

4 ライフラインの確保

4 - 1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止（町内／町外）

【評価結果】

（再生可能エネルギーの導入拡大等）

○北海道における再生可能エネルギーの導入は、今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消等の取組が必要である。

（電力基盤等の整備）

○北本連系設備については、現在 60 万 kw から 90 万 kw への容量拡大に向け電力会社の取組が進められているが、その早期実現に加え、国の主導のもとでの新たな整備手法による更なる容量拡大に向けた取組が求められている。
○被災による停電時には、分散型電源としての電力供給機能のほか、廃熱利用による暖房や冷房等の機能も有するコージェネレーションシステムの導入を推進する必要がある。

（多様なエネルギー資源の活用）

○当町におけるエネルギー構成の多様化を推進するため、天然ガスの利用拡大とともに、廃棄物の電力・熱利用等に向けた取組を促進する必要がある。

（石油燃料供給の確保）

○道では、災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売団体との間で協定や覚書を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有等連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|-----------------|---------|
| ・避難場所非常用発電機設置率 | 18%（R1） |
| ・燃料供給業応急対策協定締結数 | 3件（R1） |

4 - 2 食料の安定供給の停滞（町内／町外）

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

○大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けないよう、耐震化や津波対策、老朽化対策等の防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
○現在、当町の農業は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足等の大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保等、当町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

（食料品の販路拡大・産地備蓄の推進）

○大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化等による農産物の販路拡大の取組等、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。
○国では、不作時等の緊急時に備えるため、米等の主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、産地における農産物の長期貯蔵等、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|------------------|-----------|
| ・新規就農者数 | 2名（R1） |
| ・認定農業者数 | 176名（R1） |
| ・農業生産法人設立数 | 7組織（R1） |
| ・あっさぶマークイン地域商標登録 | 未登録（R1） |
| ・観光入込者数 | 182千人（R1） |

4 - 3 上下水道等の長期間にわたる機能停止（町内）

【評価結果】

（水道施設の防災対策）

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池等水道施設の耐震化や老朽化対策等、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の需要等を考慮した施設の更新や維持管理等老朽化対策を促進することが必要である。
- 水道施設が地震等により被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化等の施設整備や、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

（農業集落排水施設等の防災対策）

- 地震時における施設機能の確保のため、着実な整備が求められる。また、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・水道施設更新化率	50%（R1）
・水道配水管（導水管）更新化率	50%（R1）
・農業集落排水接続普及率	81%（R1）
・合併処理浄化槽設置率	47%（R1）

4 - 4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止（町内／町外）

【評価結果】

（交通ネットワークの整備）

- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動等を迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。
- 函館・江差自動車道は、檜山南部や渡島西部で生産された農産物や各漁港で水揚げされた水産物の流通の利便性を高めるとともに、函館市に集中する高次医療施設への搬送時間の短縮や災害時における救援物資の運搬等、地域住民にとって安全安心な暮らしを確保するため、早急な整備が必要である。

（道路施設の防災対策等）

- 落石や岩石崩落等の道路防災総点検の結果に基づき、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上等農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道施設の点検・診断を引き続き推進するとともに、点検結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

（災害時における多様な交通手段の活用）

- 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないように、関係者が連携し、多様な交通手段が活用できるよう交通全体のマネジメント力を強化していく必要がある。

（北海道新幹線の整備）

- 東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成を進める上で、新幹線は基軸となる交通手段であるとともに、平時からのリスク分散や大災害時の緊急支援を円滑に進めるためには、北海道・本州間の陸路による高速輸送を可能とする新幹線の役割が大変重要であり、札幌までの延伸を可能な限り早期に実現する必要がある。
- 本州方面への食料供給に欠かせない鉄道貨物輸送の機能性・安全性を確保しながら、新幹線の高速度走行を実現するため、青函共用走行区間の走行問題に関する抜本的解決を早期に図る必要がある。

【指標（現状値）】

・町道（幹線道路）舗装率	100%（R1）
・橋梁点検率	1巡目100%（H29）
・橋梁長寿命化修繕率	21%（R1）
・町道除雪路線延長	84km（R1）

5 経済活動の機能維持

5 - 1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞（町内／町外）

【評価結果】

（リスク分散を重視した企業立地等の促進）

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本道の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の本道への立地を促進するための取組を強化する必要がある。

（企業の業務継続体制の強化）

- 中小企業の業務継続計画策定の促進や経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体等と連携し、支援する必要がある。

（被災企業等への支援）

- 国や道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

【指標（現状値）】

・企業誘致数 0社（R1）

5 - 2 町内外における物流機能等の大幅な低下（町内／町外）

【評価結果】

（陸路における流通拠点の機能強化）

- 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通業務施設等の流通拠点の耐震化等を図る必要がある。

【指標（現状値）】

・町道（幹線道路）舗装率 100%（R1）
 ・橋梁点検率 1巡目100%（H29）
 ・橋梁長寿命化修繕率 21%（R1）

6 二次災害の抑制

6 - 1 ため池の機能不全等による二次災害の発生（町内）

【評価結果】

（ため池の防災対策）

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊等による二次災害を防止するため、早急に未実施箇所の点検・診断を行い、点検結果に基づく必要な対策を要請する必要がある。
- ため池の決壊による甚大な二次災害を防止するため、浸水予測図に基づく防災重点ため池のハザードマップの作成等を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ため池ハザードマップ R 1 作成

6 - 2 農地・森林等の被害による国土の荒廃（町内）

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 大災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊等山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカ等野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果等国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

（指標（現状値））

- ・森林経営計画認定率（民有林） 57.3%（R1）
- ・用排水路等整備（道営事業） 0ha（R1）
- ・農作物作付面積 3,317ha（R1）
- ・耕作放棄地（遊休農地）面積 2.3ha（R1）

7 迅速な復旧・復興等

7 - 1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ（町内／町外）

【評価結果】

（災害廃棄物の処理体制の整備）

○災害廃棄物処理の具体的な対応が求められており、迅速な処理体制を構築する必要がある。

（仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保）

○被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国・道等と連携しながら、研修等を通じ職員の能力向上を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・町民非資源ごみ排出量 1, 129^ト (R1)
- ・災害廃棄物処理計画 未策定 (R1)

7 - 2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊（町内／町外）

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

○大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保等の応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

（建設業の担い手確保）

○減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策等を着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む必要がある。

（技術職員による応援体制）

○道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対応するため、道と一定の規模以上の道内市町村による連絡会議が設置されており、引き続き連絡会議の枠組みを活用した応援体制の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・自主防災組織設置状況 20組織 (R1)
- ・建設業応急対策協定締結数 1件 (R1)